

## 「第2回県政改革に関する検証委員会」議事録

日 時 平成20年5月30日（金）13：30～15：42  
場 所 高知城ホール2階大会議室「くすのき」  
出席者 県政改革に関する検証委員会：  
根小田会長、参田委員、田所委員、筒井委員、那須委員  
事務局：  
【総務部】恩田部長、浜田副部長、岩城副部長  
片岡県政情報課長、田島課長補佐  
田村行政管理課長、岡村課長補佐  
【政策企画部】吉良人権課長、三浦課長補佐  
【商工労働部】岡村部長、山崎副部長、久保副部長  
浜口商工政策課長、今西課長補佐  
山崎経営支援課長、近澤課長補佐

\*\*\*\*\*

### 1 同和対策について

（会長）

それでは、第2回の県政改革に関する検証委員会を開催いたします。

本日の議題につきましては、議事次第にありますように、一つはモード・アバンセの事件の背景として重要な問題であります同和対策について。それから、2番目は高度化資金融資について。それぞれ事務局の方からご説明をいただいて、質疑、意見交換を行いたいと思っております。

2番目の高度化資金の融資につきましては、モード・アバンセの問題だけではありませんで、第1回の委員会で委員からもご質問等ございましたが、それ以前の同様の事件である佐川石灰石鉱業協同組合の高度化資金詐欺事件の問題についても説明をいただき、当時の金融制度等についても説明をいただきたいと思います。

それでは早速ですが、同和対策の方から説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

（人権課長）

政策企画部人権課長の吉良と申します。よろしく申し上げます。私の方からは、同和対策の概要をご説明させていただきます。

資料1（1P）「同和対策関連法等の経過」をご覧くださいと思います。上の段が国、下の段が県と、それぞれ大まかな流れを記載しております。

皆様ご承知のとおり、同和問題とは、人間として幸せに生きる権利や自由を、特定の地域に生まれたというただそれだけの理由によって侵害され、社会的不利益を受けてき

た問題です。戦後、この問題の解決のため、同和問題の総合的な対策を樹立することの必要性が意識されるようになり、また、国会においても昭和 32 年頃から、同和問題に関する議論が活発になってきておりました。更に、同和問題が基本的人権尊重の観点から放置することのできない問題であり、その解決の礎を築くことは急を要することであったことから、国は昭和 36 年に同和対策審議会を設置しております。

国が昭和 36 年 12 月に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について同和対策審議会に諮問をし、その答申が昭和 40 年に出されております。

答申の内容は、(資料 3 P) 前文にもあるとおり、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との一貫した認識に立って、環境改善、社会福祉、産業・職業、教育、人権等の幅広い分野における総合的な施策の方向性を打ち出しております。この答申を契機といたしまして、国の同和行政は、その後、同和対策事業特別措置法の制定、総合的対策の推進へと進展をしていきました。

答申は、前文、第 1 部同和問題の認識、第 2 部同和対策の経過、第 3 部同和対策の具体案及び結語からなっていますが、諮問に対する実質的な回答は、第 3 部において述べられております。

その答申を受けまして、昭和 44 年 7 月に「同和対策事業特別措置法」通称「同対法」が施行されております。

(資料 29 P) この法律は全 11 条からなっており、その内容は、一つ目としまして、同和対策事業の円滑な実施を図るため、国及び地方公共団体並びに国民の責務を定めるとともに関係行政機関の協力義務を定めたこと(第 3 条 国民の責務、第 4 条 国及び地方公共団体の責務)。

二つ目としまして、国及び地方公共団体が協力して行う同和対策事業についてその目標と内容を明らかにしたこと(第 5 条 同和対策事業の目標、第 6 条 国の施策)。

三つ目としまして、同和対策事業に要する経費について、国が特別の財政措置を講ずることとしたこと(第 7 条 特別の助成、第 9 条第 1 項 地方債、第 10 条 元利償還金の基準財政需要額への算入)などと、なっております。

当初は、昭和 54 年 3 月 31 日までの 10 年間の時限立法でありましたが、54 年以降も必要事業量が相当量見込まれたため、57 年 3 月まで 3 年間延長されております。

また、その後も、残された課題を解決するため、昭和 57 年 4 月から 62 年 3 月までの 5 年間を有効期間とする「地域改善対策特別措置法」通称「地対法」が施行されております(資料 33 P)。

なお、法律の名称を、同和対策事業特別措置法から地域改善対策特別措置法と変更しました理由は、昭和 40 年 8 月の同和対策審議会の答申の中にもありますように、同和問題は封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件のもとにおいて一定地域に定着して居

住することを余儀なくされた中で形成された問題であり、ここに実体的差別や心理的差別が生じることになったわけでありますことから、これら歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に関する改善対策を講ずるための立法であるため、地域改善対策としたものでございます。

「地域改善対策特別措置法」失効後におきましても、現行事業のうち、なお、引き続き実施すべき事業が見込まれたことからこれらの事業の円滑かつ迅速な実施を図るため、特別の財政措置を講じ、地域改善対策の一般対策への円滑な移行のための最終の特別法として、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」通称「地対財特法」が昭和 62 年 4 月に 5 年間を有効期間として施行されております（資料 37 P）。

その後、一部に事業の取組みが遅れている地域が見られたことなどにより、結果として、2 回延長され、平成 14 年 3 月 31 日に 33 年間続きました特別措置法が失効しております。

なお、失効に当たりまして、「同和関係特別対策の終了に伴う総務大臣談話」が発表されておりますが、その内容は「長年の取り組みにより、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は今や大きく改善され、同和地区を取り巻く状況が大きく変化したこと等を踏まえ、同和地区・同和関係者を対象とする国の特別対策は全て終了する。今後は、これまで特別対策の対象とされた地域においても、他の地域と同様に必要とされる施策を適宜適切に実施していく。」となっております。

以上が、同対審答申以降の法律等国の同和行政の流れとなっております。

続きまして、高知県における同和対策についてお話しさせていただきます。（資料 43 P）高知県同和対策審議会条例をご覧ください。

高知県におきましても、国と同様にこの条例に基づきまして、同和問題の解決に資するため、同和対策審議会を設置しておりましたが、役割は第 2 条の任務にございますが、「知事の諮問に応じて同和問題の解決のために必要な総合的施策の樹立その他同和地区に関する社会的、経済的及び文化的諸問題の解決に関する重要事項について、調査審議する」となっておりまして、その結果を答申という形で出しております。

審議会の構成は、第 3 条の組織にありますとおり、県議会の議員、関係行政機関の職員、県の職員、同和問題に関し学識経験を有する者となっております。

なお、県の職員につきましては、昭和 53 年までは関係部長、平成 6 年までは教育長が委員に就任しておりましたが、その後はなっておりません。

また、第 8 条にありますように、審議会には、産業経済、厚生、教育・啓発の 3 つの部会をおいておりました。答申までの流れとしましては、諮問の後、具体的には、今、申し上げた 3 つの部会毎に県の各所管課からの事業や状況の説明を受け、あるいは現地調査も行いながら審議をしていただき、その内容を事務局である当時の同和対策課が記録し、各関係課に数字などの確認を受けたのち、部会としてまとめていきます。その後、3 つの部会の審議内容を審議会として取りまとめ、答申が出されることとなります。

審議会設置後、計 5 回の答申が出されておりますが、本日は、事件当時の同和行政は

どうであったかということで、昭和 63 年と平成 8 年に出された二つの答申を資料として付けてございます。

(資料 49P) 昭和 60 年 10 月に「同和問題早期解決のための今後の課題及びその対策について (1) 産業の振興及び職業の安定について (2) 生活環境の改善及び社会福祉の増進について (3) 教育の充実及び啓発活動のあり方について」の諮問に対しまして、昭和 63 年 10 月に出された答申でございますが、法律では、地対法から昭和 62 年施行の地対財特法になった時期ですが、生活環境等の整備改善が相当に進んではいるものの、生活保護率や、日々雇用等不安定な就労を余儀なくされる方々の比率では県平均を大きく上回っているなど、同和問題に対する正しい理解と認識を育てるための教育・啓発と並び就労対策や職業の安定が大きな課題でありました。そのことは、(資料 P115)「むすび」の 2 段落目に記載しております。

なお、縫製などの共同作業所関係につきましては、68P から 71P まで記載しております。(68P の最後から)「共同作業場は対象地域住民の就労の場の確保、雇用の拡大、職業の安定を図るため作られ、当時は県内 25 市町村、54 箇所を設置され、1300 名を超える方々が従事し、生活の安定・向上に寄与している。しかしながら、経営する企業は、ほとんどが賃加工であり、更に経営体質は脆弱で、景気変動の影響を受けやすく、経営は極めて不安定なものが多い。今後においては、対象地域内に失業者及び就労希望者がなお存在するという現状から、幅広い業種の誘致により、働く場の確保に努めるべきである。」などと述べられております。

続きまして、平成 8 年 12 月に出された答申でございます(資料 117P)。平成 7 年 2 月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律失効後の同和対策のあり方について 1 同和行政にかかる基本的な考え方について 2 同和対策事業のあり方について」諮問されたものですが、平成 9 年度から 13 年度までの最後の特別措置法が施行される直前に出されたものでございます。この答申の内容につきましては、これまで実施をされてきました同和対策事業の実績や平成 5 年度に県が実施しました「同和地区実態把握等調査」結果などを参考に出されておりました。結論といたしましては、(資料 166P)「Ⅷ現行法失効後の同和対策のあり方」の「1 同和行政にかかる基本的な考え方」や「2 同和対策事業のあり方」にありますように、物的事業については相当の成果をあげているが、これからの重要な課題は、教育・啓発、産業振興(就労)対策であるとされております。

なお、この答申におきましても、共同作業所関係につきましては、資料 140P から 141P まで記載しております。

(資料 140P)「共同作業場では、平成 8 年 4 月当時、約 1150 名が就労し、うち縫製関係には約 830 名が就労しており、安定就労の場として大きな役割を果たしている。しかしながら、低廉な労働力を求めてのアパレル業界の海外進出に伴う廉価な輸入品の増加などにより、取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。就労の場の少ない本県にとっては、共同作業場は対象地域住民の雇用の場として重要な役割を担っていることから、その健全な発展を図っていくことは大きな課題である。そのためには、同和対策という

視点だけでなく「地域の産業おこしと雇用の場の確保」という県政上の課題として位置づけて取り組むことが必要である。この場合、民間企業への行政の関与という問題もあるが、その設立の経緯や目的など一般の民間企業とは性格が異なる側面もあることなどを考慮し、行政として積極的な支援を行うべきであると思慮される」と述べられております。

また、その下には、固有名はございませんが、モード・アバンセについても記載をされております。

それから、参考までに（187 P から）この答申が出されました平成 8 年度当時の県の同和対策関係事業予算体系表をつけてございます。また、ご覧になっていただきたいと思っております。

続きまして、高知県同和対策本部につきましてご説明させていただきます。

（資料 45 P）同和対策審議会は主に県庁外部の有識者で構成されておりましたが、県庁内部の組織といたしまして、同和対策事業特別措置法が施行されました昭和 44 年 9 月に高知県同和対策本部が設置されております。

設置の目的としましては、第 1 条にもありますように「高知県同和行政に関する県の総合的な対策を樹立し、その企画の総合調整を図ることにより、同和行政を円滑かつ強力に推進する」となっております。同和対策の特別措置法が結果としまして 33 年間続いたわけですが、当初は 10 年間の時限立法であったため、その限られた期間内に同和問題の解決を図らなければならないということで、全庁を包括する組織が設置されております。

構成は、第 2 条にもありますように、副知事を本部長とし、企画の部長を副本部長、本部員を教育長及び各部局長で組織されておりました。

所掌事務といたしまして、第 4 条にございますが、具体的には、各部局毎の必要事業（残事業）の把握、特別措置法延長を含む国等への要望事項の調整、同和関係運動団体との交渉の窓口などを行ってまいりました。

また、同和関係予算につきましては、副知事による本部長調整により予算を査定してまいりました。

以上が、国及び県の同和行政の流れの概要でございます。続きまして、同和行政の見直しについて、ご説明させていただきます。

同和対策事業で行われたものが、結果といたしまして、刑事責任を問われるという事態におちいったわけですが、今回の事件を受けまして、（資料 197 P）「人権施策の推進組織」でございますが、まず、組織の見直しといたしまして、平成 14 年 3 月末日の法期限を待たずに、庁内組織につきましては、平成 13 年 3 月 31 日に副知事をトップとする同和対策本部を廃止いたしまして、13 年 4 月 1 日に知事をトップとします高知県人権施策推進委員会を設置しております。

県の同和行政については、同和対策本部長として、副知事が判断をする仕組みになっていたことから、行政の長である知事まで情報が十分届いていなかったという反省を踏まえ、知事を委員長とする委員会を設置し、同和問題を人権課題の一つとして施策の推

進を図っていくこととしました。

また、庁外組織でございますが、平成 13 年 6 月議会において高知県同和対策審議会条例を廃止し、高知県人権尊重の社会づくり条例に基づく高知県人権尊重の社会づくり協議会で意見をいただくこととしました。

なお、説明は省略させていただきますが、(資料 199 P) 高知県人権尊重の社会づくり条例とその施行規則及び高知県人権施策推進委員会設置要綱をつけております。

続きまして、「同和関係団体との話し合いの見直しについて」でございますが、県内の主な同和関係団体は 3 団体ございまして、そのうちの 1 団体とは、毎年定期的に対県交渉がなされておりました。具体的には、団体から出された要求項目につきまして、11 月頃に各部局毎に交渉が行われ、12 月頃には同和対策本部長交渉が行われておりました。交渉は非公開で行われ、参加人数も時によって異なりますが、団体側が数十人から百人前後、時間もときによっては長時間になる場合もあるといった状況でございました。

そういったことを踏まえまして、(資料 207 P) 「同和関係団体との話し合いの持ち方について」ですが、これは、平成 13 年 9 月に高知県人権施策推進委員会で決定をされたものです。

内容は「これまでの県の同和対策には、主体性が十分でなかったことや、透明性が確保されていなかったことなどの問題点が指摘されている。このため、今後は、県と同和関係団体との話し合いは、主体性と透明性を確保することにより、県民に理解の得られる関係を構築することを基本として行う。また、話し合いは、県行政の推進に当たって関係団体の意見を聞き、意見を交換する場であるという位置づけのもとに、以下の基準により行う」としてございまして、「透明性の確保」につきましては、話し合いを報道陣に公開をいたしまして、また、その結果もホームページで公表しております。

また、「人数と時間の厳守」につきましては、団体、県とも 20 名以下とし、時間も 2 時間以内としております。

なお、平成 13 年 9 月以降の団体との話し合いにつきましては、全てこのルールに基づき、行っております。結果もホームページで公表しております。

こうした組織や話し合いの見直しと併せまして、平成 13 年度末の特別措置法の期限切れに伴います、特別対策から一般対策への移行につきましても、その内容を議会に報告しながら、順次取組み、同和行政は平成 14 年度からは一般対策の中で人権対策として県民啓発を中心に取り組んでいます。説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。モード・アバンセの事件の背景の 1 つとして、同和対策のこれまでの歴史的な経緯等について説明をいただいたのですが、最初、ご質問等いろいろあると思いますので、どなたからでもお出しいただいたらと思いますが、いかがですか。

(委員)

今、一般的なことについてご説明いただいたのですが、具体的な同和対策の関係、トラ

ブルみたいなやつですよ。例えば、刑事事件なんかで、同和団体と県との癒着構造があったみたいなこと、そんな主張がなされているんだけど、この同和対策事業の関係で、そういう団体とか、同和対策の関係で県との間でトラブルがあったとか、あるいは、問題があったと県が認識しておられるとか、そういうようなことについてのまとめたやつはあるんですか。

(人権課長)

具体的に、癒着とかトラブルというのは、まとめたものはないんじゃないかと思います。私は、そういうのは見たことはありません。

(委員)

今まで、そういうトラブルはなかったということなんですか。問題もなかったという認識なんですか。

(人権課長)

具体的に、どういう部分でどうだったのかというのは、私も承知しておりませんが、今までの状況と言いますか、前の知事が議会でも答弁をしておりますが、いわゆる同和対策事業特別措置法、事業法ができて、行政も、限られた時間で、何とか問題を解決しないといけない、事業を執行しないといけないということで、団体とそういうところで歩調を合わせていくというふうな部分があったということが、癒着とか言われるような原因になったのかなと。

あるいは、また、そういったことで、いわゆる団体対策ですか、本来の同和行政の趣旨を外れた、そういったことになったのではないかというようなことが言われておりますが。

(委員)

結局、具体的な事例でこういう具合になっていて、これはこういう点で問題だったみたいなような説明をしていただいた方が分かりやすいかと思うんですけど。それはできないんですか。

(人権課長)

できないというか、ちょっと具体事例が思いつかないと言いますか。

(委員)

それは調べても出てこないということですか。逆に言えば、そういうのは、何も問題なかったみたいに聞こえるんだけど。

(人権課長)

ただ、先ほど説明させていただきましたが、いわゆる団体との話し合いなんか非公開

で行われて、その中でも、かなり激しいやり取りがされたということも、当然あったと思いますので、そういったことを防ぐために公開にしたわけでございます。具体的にどういふ話だったかというのは、今、記録がございませんので、個別具体の話は分かりません。

(会長)

今、質問がありましたけれども、県のこれまでの同和行政の長い歴史がありますが、その中で、同和団体と県との間での具体的なトラブルとか、マスコミなどいろんな所で言われている事柄なんですけれども、県庁の行政マンとその団体の幹部との癒着みたいなことについて、具体的に、きちっとこれまでの経緯を整理して、なぜそういうことが起こったのかについて検討が行われたのかどうか問題だというふうに仰っているんだと思いますが、その辺りはどうですか。

(人権課長)

個別具体に、どこが癒着であったのかというような整理はしておりません。

(会長)

個々の人がどうこうではなく、具体的な事実として、例えば、団体等との関係で、本来の趣旨から外れる動きとしてはこういうものがあつたということ整理しておくことは、若い県庁職員などに過去において生じた問題を具体的に知っておいていただくうえで重要だと思うのです。仰っているのは、そういうことだと思うんですよ。

具体的な事例を整理することは、例えば、ベテランの職員にとっては、県の担当職員が誰であつたか、団体職員がだれであつたか、全部ご存知だから、やりにくいかも知れないけれども、個々の誰々がどうということではなく、具体的な行為・事例を挙げることはできないかということだと思うんです。

僕なんかも、県庁の中からではなく、外部のいろんな所から、こういうことがあつたんだよ、ああいうことがあつたんだよと聞くわけで、それが事実なのかどうかということは、やはり、委員は外部の人間ですから知りたいと思っていますわけです。

今、即答せよということではないんですが、その辺りのところを県はどう考えているのかということです。

(委員)

具体的な事例に則してということなんですけど。

(人権課長)

その具体がどういう部分であるのか、事実として申し上げるだけの根拠なり。

(会長)

どこまで事実か分かりませんが、マスコミなんかでは、例えば、団体との交渉の



あり方について、かなり具体的な書き方で紹介しているものもあります。

つまり、今、透明性、公開性という視点から言われましたが、同和団体との話し合いのあり方には、いろいろ問題があったんだと。

(人権課長)

いわゆる団体との話し合いですが、かなり職員もプレッシャーに感じていたと。結果として、33年間、特別措置法は続いたわけですが、5年スパンで続いてきた中で、行政としても、何とかして事業もしないといけない、差別の解消を図っていかないとけないというプレッシャーもございました。

それと、団体さんの方でも、それまで差別を受けてきたわけですので、それを何とか回復したいという強い気持ちもあって、かなり厳しい言い方にもなったようですが、そういったことはあったと思います。

そういうことによって、交渉を回避したいという心理的な部分も、職員にはあったと思います。

(委員)

だから、今の点について、それがいついつあって、どの同和団体と県の職員は何人対応されたか。何時間話しされたか。どういう発言があったか。どれに対して、県の職員が怯えたかどうか知らないけれど、及び腰になったかとか、そういうことを説明してほしいと。そういうことなんです。

(人権課長)

記録と言いますか、交渉の経過なんかも、今、職場の方にも見あたらなくて。実際の時間とか人数とかのチェックを、私も事前にしておきたかったのですが。

なお、また、もう一回整理をさせていただきます。

(委員)

今日ということではないけれども、はい。

(人権課長)

報告できる中身を検討させていただきます。

(委員)

207Pの「同和関係団体との話し合いの持ち方について」ということで、平成13年から話し合いの持ち方を変えられているというご説明でした。それで、透明性の確保ということで②の部分、なお書きですが、「話し合いの場以外で県に対して要求が出された場合は、必要に応じてその内容をホームページで公表する」とあります。この「必要に応じて」の判断権者は誰なのか。それから、判断基準等はあるのか、ないのか。その辺りをお聞きし

たいんですが。

(人権課長)

判断権者はあくまでも知事になろうかと思いますが、ただ、その内容によりまして、部長などの場合もあろうかと思います。

(委員)

というのは、この後の件にも関係しますけれども、佐川石灰事件の報告書なんかでも、大分、具体的な指摘がありますけれども、読んでみると「必要に応じて」という記載がかなり多いんですね。その辺り、今回の事件で必要が恐らくないと判断してやらなかったことであるとか、そういったことがあるように思われるんです。

ですから、特に、この透明性の確保という話であれば、何が「必要に応じて」なのか。そこが不透明なんですから、なるべく原則公開するという形でいった方がいいんじゃないかと。

(人権課長)

私どもは、そういう考えで取り組んでおります。

(会長)

その他、ございますか。

今の関連で、「同和関係団体との話し合いの持ち方について」は平成 13 年 9 月ですね。これ以降の団体との話し合いを、何回か持たれているわけですか。

(人権課長)

話し合いとしましては 3 団体と行ってございまして、都合 7 回 3 団体と話し合いをしています。平成 13 年 9 月 10 日に「同和関係団体との話し合いの持ち方」というのを決定いたしました。その後、9 月 19 日が第 1 回の話し合いということで、直近での話し合いは平成 17 年 4 月 26 日です。それまでに 7 回ということになっています。

(会長)

その内容については、ここに書かれているようにホームページで公表すると。

(人権課長)

人権課のホームページで、概要ですが公表しております。

(会長)

分かりました。それと、同和団体との交渉の件なんですけども、これまでは、問題になる以前は、定例的に、定期的に年 1 回とか必ず行われてたわけですか。

(人権課長)

はい、先ほど申し上げました3団体ございますが、そのうちの1団体。

(会長)

そのうちの1団体とだけ定例的に。

(人権課長)

定例的に行っているのは、そのうちの1団体だけ。

(会長)

1団体と。その定例的というのは年1回ですか。

(人権課長)

年1回でございます。中にはいろいろな事情と言いますか、差別的な事柄が連続して発生した場合などには。

(会長)

その都度。

(人権課長)

その都度やった場合もあったようでございますが、通常の話し合いとしては年1回です。

(会長)

いろいろ問題が生じた時にはその都度、臨時的にやっていたと。

(人権課長)

やったこともあったようです。

(会長)

この種の交渉については、今、仰ったように3団体あるんだけど1団体とだけだったと。

(人権課長)

はい。

(会長)

それから、この種の交渉については、同和団体以外の団体とも、こういうたぐいの交渉というのはあるんですか、県と。

(人権課長)

いわゆる、一般的ないろんな団体があると思いますので、いろんな場面でやられることもあるのではないかと。その具体については、私はちょっと分かりませんが。

(会長)

運動団体というか、要するに団体はいろいろあるでしょう。

(人権課長)

すみません。この運動団体以外、他のそういった場面には、私も遭遇したことがございませんので、はっきりしたことは申し上げられません。

(会長)

分かりました。どうぞ。

(委員)

今の公開のあり方について、さっきの話は大事だと思うんです。

考え方はあるというのはいいんですけど、考え方がどこかに書いてあるとか、基本的な公開のルールが決まっているということでない、また不透明な状況が生まれてくると思うんですね。

ですから、同和関係の方だけじゃなくて、どんな場面でも出てくるはずなんで、そういう場を持った時の公開の仕方とかいうのは、どこの内容まで書くんだということまで、ある程度決めておかないとそこで裁量が働いて、裁量が働くということは職員にまた圧力がかかる。職員に圧力がかかると、また同じことが起きるかもしれないという、その循環になっていくので。

今、考え方はあるということだったんですけど、それだけじゃ不十分な気がしてしょうがなかったんですけど。

(会長)

公開の基準を事前にちゃんと決めておく必要があるということですか、仰っているのは。

(委員)

これは、多分、今後の話になると思うんですけども、この委員会の最後にこうすべきだということをもし何かまとめることがあるとしたら、そういうことこそ、職員が、例えば、行政上の厳正な毅然とした公平な判断ができること。

いろんな、要は、事象が起きないということを担保できる唯一の方法なんじゃないかという気もするんですね。情報公開というのは、一番大事なので、そこが考え方があってはちょっとまずいのかなと。特に、今回のような場合ですね。そういう気がします。

(委員)

関連してですけど、今のこの同和関係団体との話し合いの持ち方ということで、こういうふうに基準的なものを決めておられるんですが、これ以外に、そういう場面がたくさんありますよね。大体、似たような決め方でしょうか。人数とか持ち方とか。他の陳情なんかも含めてですけど、団体によっては大人数という場合もありますよね、団体によっては。その場合も、やはり、こういった基準で、大体、決めておられる。

(人権課長)

ここに示しておりますものは、あくまでも、同和関係団体との話し合いということで限定しております。

(委員)

だから、これ以外に、同和団体以外の取り決めと言いますか、そういう場合は、また、なんか基準みたいなのを決めておられるんでしょうか。それとも、同和団体のこの持ち方だけを決めておられるんでしょうか。

(行政管理課長)

一つの例で言いますと、職員団体との交渉がございます。これについても、以前はかなり大人数で交渉ということでやっておりましたけれども、見直しを行いまして、最近では、30名程度までというような形で一定の数を限って、自主的な話し合いがきちんとできるようにというような見直しとかはやっています。

それ以外には、今の時点でお話しできるものはございません。申し訳ございません。

(総務部長)

実質的にいろんな、例えば陳情やら、いろんな話を持つ場合に大勢の方が来られて対応することはあると思いますので、今、言ったような定例的な、例えば年1回やっていたとか、そういったものについての取り決めみたいな、組合交渉みたいな形でやってると思うんですけど、それ以外には特に決めてはいないと思うんですよね。

あとは、例えば、情報公開請求みたいなものが出てくれば、その文書を特定して公開するという格好はすると思うんですけど、こっちから積極的に、例えばホームページで公開するとか、その時の基準になると、例えば必要に応じてとかいう形に、どうしてもなっているんだと思うんですよね。

だから、文書として残っていて、この文書を特定して公開してくれと言われれば持っている文書は全部情報公開請求で、公開しなければいけないんでしょうけれども、改めてこちらの方から積極的な意味での公開ということになりますと、それぞれニュース性とか、例えば審議会の内容ですと、すごくインパクトがあるようなものについて公開していくとか、そういうようなことだと思うので、公開について特に、その都度、各部局で必要に応

じて、実態のところについては判断しているというのが現実だと思っています。

(会長)

その他、ございませんですか。今日のこの会で議論すべき問題かどうか、ちょっと私自身も確信がないんですけど、例えば、こういうことを仰っている人がいますよね。

つまりこの問題、モード・アバンセの問題というのは、県行政において同和問題が持っていた重みとか、それから県の幹部職員、県の職員の中にあつたトラウマとか、そういうことがあつて判断を誤つたというか、歪んだというか、そういうことがあるんだということを仰っている。この言い方というのは、へたをすると県の外部のいろんなファクターに、責任を転嫁させる危険性もある。他方でこういうことをいう人がいますよね。要するに、ある団体の幹部の方は自分たちは潔白だ、責任はないと。県が主体的な対応をしなかったことに問題があるんだということを仰っている。

そこら辺をどう考えるかというのが、実は、一番大きな問題だと思っていますので、その辺のところを、もし、機会があれば、県の方はどう考えたかというのを聞かせていただければいいと思います。

その他、ございませんでしょうか。

もう一点。これは、ちょっと立ち入った質問になりますけど、平成8年12月の高知県の同和対策審議会の答申の中で、140ページから141ページにかけて、縫製業の協業化について、今後のモデルとして推進すべき云々みたいな叙述がありますよね。これは、その後のモード・アバンセの取組を推奨しているような性格のものだと思うんですけど、この審議会のメンバーには、県の担当者も参加しておられたんですか。

つまり、こういう判断というのは、どの辺りから出てきたのかなというのが疑問なんです。

(人権課長)

具体的な審議は、部会でそれぞれやっております、共同作業場は産業経済部会になるわけですけど、所管部局の職員も同席しておりました。

(会長)

産業経済部会の考え方が、ここに出てるということですね。

そうすると、その産業経済部会の考え方については、県の所管の職員の人考え方が強く反映していると考えたらいいんですか。

(人権課長)

説明は執行部と言いますか、各関係課と言いますか、いろんな説明をしてやり取りがあるということでございますので、中には、その説明の内容が出ているという部分があるかと思いますが。

(会長)

その他、ございませんでしょうか。どうぞ。

(委員)

今の会長のご質問に関連すると思うんですけれども、この答申の出来方、作成過程に関わるのですが、通常というか、割とよくあるのは、事務局の方で素案を作ったりとかいうことが割とあると思うんですね。そうすると、今、まさに会長がご質問された点で、この部分に関して、素案的なものを提案したのは誰なのか。

やはり、担当課なんだろうかとというふうに、どうしても繋がってしまうんですが、その辺りというのは事情はわかりますか。

(人権課長)

冒頭の説明でもちょっと話をさせていただきましたが、同和行政は、総合行政でございますので、商工、農、林、水とかそれぞれで、それぞれの事業をやっておりますので、そういった部分で事業説明等を部会の中で県の職員がやるわけでございます、それに対して委員さんの方からも意見が出ると。

そういったものを、当時、同和対策課が事務局でございましたので、職員が記録をしてまとめていくと。最終的に各部会で、記録をまとめたものを要約と言いますか、記述したもののうち、どこを部会として出していくかということ部会の中で話していただくという流れになっております。

(会長)

背景の問題、これまでの同和対策について概略、ポイントを説明していただいたんですけれども、他に何かご質問等ございませんか。ご意見でもかまいませんが。

もう一点だけ、あまり話が逸れるといけないのですが、もう少し一般的な問題でいきますと、この問題はある特定の個人だとか特定の団体と県との関係のあり方というか、もう少し突っ込んだ言い方をしますと、仮に外部からの不当な圧力だとか要求だと、あるいはある種の威圧的な言動だとか、そういうものがあつた場合に県庁職員、あるいは県庁はどういう対応すべきかという、そういう問題に繋がってくる問題でもあるような気がするんです。その辺のところの問題だというふうに考えた時に、なぜ毅然とした対応ができなかったのかということが一番問題になってくるわけですし、そのところがあとの方の佐川石灰の問題にも実は繋がっていくんだらうというふうに少し思っているんです。これは単に県庁の個々の職員の資質だとか、そういう問題なのかそうじゃないのか。そこら辺のところやはり一番の問題だと思いますし、後の方で議論すべき問題になってくるかと思えます。

(委員)

平成8年の9月9日に、これは資料3で前回配っていただいた分ですけれども、この中

で「倒産を防止しないと400名を超える失業者が生まれるだけでなく、対象地域の重要な就労の場が失われ、審議中の同和対策審議会の審議に大きな影響を与え、その円滑な運営にも支障が生じること」となっていますが、これを審議会との関係ですね。倒産を防止しないとどうしてこうなのかというのが、ちょっと分からない、理解ができないんですけれども。

(経営支援課長)

明確に、こういう書き物があつたというようなことではないんですけれども、およそそうではないかと思えますのは、同和対策審議会の方では、同和関係の代表者もいて、ご承知のように昭和63年の答申にもあるように、縫製業は地区の重要産業と位置付けて、それを育成していこうという方針がございました。

そして、いろんな経過をたどって、一つの代表例として、ヤスハラ構想が同和地区の縫製業の近代化を図るためのモデルケースだというふうな位置付けで、結局、団体側としてはそういう視点で注目しているわけですね。

その結果、高度化事業が導入されて、平成8年5月には、めでたくモード・アバンセが開業したと。そういう目で見ると、それまで、非常に長く取り組んできたことが、実際、実現したと。ちょうどその時期に、同和対策審議会が始まって、いい事例になった、いいことができたと評価しているんだと思います。

ただ一方で、それを支援してきた商工労働部としては、その内実があまりにもひどいものだというようなことが分かって、いろいろ支援をしてきているわけなんですけれども、その開業して直ちに資金ショートを起こしたというふうな時期にあっても、やはり、商工労働部としても、同和対策の一つとして、これは何とか潰さないでいこうという支援を考えていた時期ですので。結局、そういったネガティブ情報は、基本的には、審議会の方には伝わっていないということだろうと思うんですけど。

(委員)

今は、それで結構です。

(会長)

あと、同和対策の問題に関連してご質問等、ございませんでしょうか。

それでは、特に、同和対策の問題についてこれ以上ないようでしたら、もう一つの今日の議題であります県の高度化資金の融資についての説明を。これについては、前回の委員会で委員の方から出されました佐川石灰石鉱業協同組合の事件も含めて、県の方から最初にご説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。



## 2 高度化資金融資について

(経営支援課長)

それでは、私の方から、まず、佐川石灰の事件について、簡単にご説明させていただきます。資料の2でございますけれども、これも高度化資金の詐欺事件というふうになってございますが、昭和59年度、高知県佐川石灰石鉱業協同組合が、県から高度化資金の融資を受ける際、高度化資金対象金額を225,178千円水増し、また高度化事業に必要な資金のうち88,000千円は組合員からの出資金をもって充てることなどを内容とした虚偽の申請書を提出し、6億円近くを不正に受給していたもので、平成2年7月、この組合の代表理事ら4人が詐欺容疑で高知地方検察庁に逮捕された事件です。

県は貸し付けのチェック体制の甘さ等を認め、平成2年7月30日、県の顧問弁護士を含めた「高度化資金貸付事務改善検討委員会」を設置し、検討し、平成2年10月30日、改善策の提言を受けております。

貸付けの内容は、構造改善等高度化事業（特定）の地域改善対策高度化事業ということで、モード・アバンセと同じ資金でございます。貸付けは昭和60年3月29日、貸付額が593,500千円、貸付けの対象は工場用地の造成工事とか建築、それと砕石プラントの設備ということで、以下のような資金を無利子で償還期間12年で貸付けていたというものです。

もう少し補足させていただきますと、佐川石灰というのは高知市、須崎市、佐川町の砕石製造と採石業、並びに関連事業を営む中小企業者が土木用砕石資材を共同生産するという目的で設立、昭和59年5月11日の設立ですが、所在地は朝倉にありまして、組合員数が11名、出資金が3,000万円というようなことです。この高度化資金を利用した理由なんですけれども、森田鉱業というのがございまして、その代表者、森田延幸氏が本来は単独で事業を起す計画でしたけれども、金融機関の支援を得られないということから、高度化資金を利用するというので、協同組合を設立して、高度化資金を受けるにいたったというようなことでございます。この時も、事業の採算性とか、これは砕石ですので山に、本来、石灰石が十分あるのかないのかといったような議論もあったようです。そういうこともあり、また自己資金の問題もございましたが、十分な確認をせずに貸しているというようなことがございました。

実際の詐欺の手口というのは、設立当初、代表理事でありました森田氏と土居建機という設備販売会社が手を組みまして、土居建機が別の販売会社から購入した機械を約2倍の高値で組合に納入したように見せかけて、高度化資金を騙し取った。そういうような事件でございまして、この土居建機が他の販売会社から買った、その支払いを怠ったことから、その時は、既に、土居建機は破産しておりまして、その販売会社が組合を相手取って訴訟を起こした。そこから事件が発覚したというような内容でございます。

それで、資料2の一番下のところ、債権管理の状況と言いますのは、現在の未収債権がどうなっているかというようなことでございまして、貸付け593,500千円に対して償還を受けているのは約2,900万円、未償還が564,000千円で、約95%が回収できずに残っているという状況でございます。当該佐川石灰石鉱業協同組合は昭和63年8月25日に破産宣告を受けています。この連帯保証人も貸付時に8人の組合役員がおりましたけれども、既

に6人が死亡しており、残りの2人も負担能力がないというふうな状況でございます。

この事件を受けて、先ほど申しましたように県の方で外部委員にお願いして、事務改善委員会というものを作って、提言をしていただいたのが2ページ目でございます。16ページの次に（ページ数を振り抜かっておりますけれども）提言を載せてございます。この表で内容を簡単にご説明しますと、提言事項としては11項目ございまして、1番は高度化事業の妥当性を検討するというので、「高度化事業検討会議」を設置すること。2つ目として、組合の設立許可審査、それから運営指導の充実を図る。診断の独立性、いろいろ書いてございます。

そのうち、1番については検討会を設置しておりまして、3ページに設置要綱も付けてございます。5番の貸付審査会の審査機能の充実を図るということで、これも審査会のメンバーを見直しまして、県の職員が大部分占めておりましたものを、県の職員を減しまして、国民金融公庫、中小金融公庫、信用保証協会と金融の専門家を審査会に加えております。

それから、一番下に、貸付要綱を作成することとございますが、この貸付要綱を作成しております。6ページから12ページに付けてございますが、この右側の空白になっている部分、つまり、2番、3番、4番、6番とかこの部分については、基本的には、貸付要綱にそういったことが反映されております。

3番のところで、診断の独立性というのがございますけれども、この点についてはこの当時、中小企業指導課という所に診断も金融もあった時期がございまして、また、課の所属を分けたり、組織の見直しといったことをやっています。

もう少し詳しくご説明させていただきますと、4ページ、5ページ、審査会設置要領でございまして、4ページが改正後です。5ページが改正前で、アンダーラインの部分、ご覧いただいたように旧組織では県の職員が大部分でしたが、これを削減して金融の専門家を入れたということがご確認いただけたと思います。

それから、資金の貸付要綱。ここで第4条で組合設立認可審査の関係では、組合の設立認可審査と一体的な処理を行うとか、あるいは第10条で事前着工の禁止というふうなことも謳っておりますし、申請書の添付書類ということで11条の（4）ですか、自己資金を証する書面を付けることとか、見直しを行いまして、高度化資金の審査体制を整えたということでございます。佐川石灰の件に関しましては、取りあえず、このご説明で終わらせていただきたいと思います。

（会長）

引き続き説明をしていただいたあと質疑をやりますか。

（経営支援課長）

続けさせていただきますでしょうか。

（会長）

全部説明していただいたあと質疑を行います。

(経営支援課長)

資料の3ですけど、これは、前回のご説明の時に、高度化融資とか制度融資とか県単融資とか、いくつか融資の用語が出てまいりましたけど、基本的な仕組みのご説明が抜かっておったかなと思ひまして、これも非常にざっくり簡単なものですけど、仕組みをご説明させていただきます。

資料3の1番の高度化融資ですけど、これは中小企業事業団と県との協調融資という言い方をしていますが、借受けをする事業者は20%の自己資金を持って、残りの80%を県と事業団が合わせて、県が窓口となって県から貸し付ける。事業団の負担分は100分の54、県費+100分の26と書いていますが、県が100分の26を加えるというふうにご理解ください。それを足した100分の80を事業者に貸し付ける。これが高度化資金の基本的な構造です。

県の制度融資。貸付原資の預託による協調融資ということですが、実は、現在はこういう預託方式はやっておりませんが、この当時は、金融機関が事業者に貸し付ける原資の一部を、県は信用保証協会を通じて金融機関に預託するというふうな仕組みでやっておりまして、協調倍率3倍の時ですと、県の方から1億の原資を預託すれば金融機関は3億の融資をしてくれるというふうなことで、預託原資を提供することによって、金利の軽減や保証協会が事業者からもらいます保証料の軽減、そういったことをやっておりました。

余談ですけども、現在はこの預託方式というのはやっておりませんので、県は事業者が保証料を支払う、この保証料を軽減すると。それを保証料補給と言いますが、その仕組みが変わっておりますが、この当時はこういうことになっていまして、この預託原資が県に予算として、当時200から200数十億の予算があったということです。

下が県単融資。これは、まさに県の直接貸付け、「直貸し」と言いますが、県から事業者へ直接貸し付けるという非常にシンプルな格好ですが、この県単融資の予算を預託原資の余りを使ってやったというのがモード・アバンセの県単融資の仕組みという大変ですけども、一番最初に、議会を通さずに予算を流用して県単融資を制度を起こしたというのは、そういったようなことをございます。

これが当時の金融制度と言いますか、大きな3つの金融の仕組みが、こういうのがあったということのご説明でございます。

続きまして、そしたら、モード・アバンセについて高度化資金の貸付けの手続きとか実態はどうだったのかということをお説明させていただきます。資料5の6ページをご覧くださいと思います。

これは高度化資金の審査体制を図示したもので、左側はモード・アバンセの時の高度化事業の手続きの流れを簡単に書いているものですが、真ん中のところ、結局、最初に高度化事業の相談があった時に、直接対応するのが商工政策課の金融班と経営指導課の工業診断班、この金融と診断のそれぞれが対応するというふうなことでございます。

それと、相談を受けて、それを中小企業事業団へ事前の相談に行ったりするのは診断班

の方がやっています。それで、金融、診断が検討した結果として、高度化事業として進めるのが適当だというふうなことで上げますと、次に、高度化事業検討会議、ここで事業計画の妥当性を判断するというので、メンバーも商工労働部内の各課長がなっていたというふうなことです。

その次に、実際、事業計画を推し進めると決定して、今度は貸付ける段になって貸付けの是非を判断するのが高度化資金審査会ということで、先ほどの要綱の説明の中にも出てきましたけど、こういうメンバーで政府系金融機関の方も加わった、こういうメンバーで審査会を構成していたというふうなことでございます。

そのような体制にあったということ、まず、ご説明させていただいて、それから、今度は資料4を見ていただきます。これが高度化資金の事務手続きの概要ということで、貸付要綱などに定められた手続きを書いたものでございまして、右側が項目ごとに組合等借受人からの相談、事業採択の検討と1、2、3、4と書いてございます。左側は借受人と県との間の手続きのやり取りと言いますか、それを書いておまして、右側の1番、2番という番号に対応して、左側も1番、2番というふうにしておりますので、事業採択の検討のところで、2番が2つございますが、仮申請書提出を受けて、それから、高度化事業検討会議を開催する。4番のところの診断の実施も診断申込、実施計画で事業診断報告を作成して借受人に伝えるとか。そういうふうに4が3つあるのは、診断の実施に関してこういう手続きがありますよと。そんなふうに整理してございますので。

裏の方へいきますと、事業の着手、資金の貸付け。資金の貸付けにあたっては中間検査をやり、借入金の確定後、貸付申請書、事業計画書の提出を受けて、貸付内定通知を出すとか、そういうふうなことが基本的な手続きとして定まっております。

では、モード・アバンセの時にはそこをどういう手続きでどこが対応して、どんな指導や決定をしてきたかということが資料5で簡単にご説明させていただきます。平成2年の団体交渉の頃から、同和縫製の近代化といったようなことがテーマとして上がってきたというようなことはご説明しましたが、実際に、このモード・アバンセの高度化事業の計画書、共同施設事業計画書として提出されました平成5年8月12日、このことから、今の事務の流れと合わせて見ていただければと思いますけれども、説明したいと思います。ここで計画書が提出されましたので、商工政策課の金融班と工業診断班が一緒になってヒアリングをしまして、その時に伝えたのは、安原氏の作った縫製業の協業化の構想が共同施設事業として、高度化貸付の対象となる。運転資金は貸付対象外である。貸付額は事業資金の80%である。自己負担分を借入れて調達してもよいけれども、償還の負担が多くなるので、借入れによらずに準備して欲しい。そういったことを伝えた。

その後、平成6年4月になって、診断班の方が高知ニット他安原グループ5社、モード・アバンセの構成員となる会社の5社の負債総額が相当あるということ把握して、これを全部承継すると事業計画上の償還可能額に照らして、債務超過となって倒産する。貸付額の償還が著しく困難というふうに見込んで、この5社の負債をモード・アバンセの設立までに各社精算ということになります。それまでにきちんと処分をしておけというふうな指導をしているということです。

ただ、この指導が金融班には伝わってなかったということがあります。診断班はこの後々も一貫して、この負債を整理しろということを指導しておりますけれども。

それで、次に、平成6年6月に構造改善高度化事業（特定）、いわゆる地域改善の対策事業としての事業の認定をする。それで中小企業事業団にヒアリングを一緒に、合同でヒアリングをしてくれということをやっております。その後、高度化資金貸付申請書が提出されまして、高度化事業検討会議が9月13日に開かれた。メンバーはここのとおりでございまして、この時には事業の推進と、一応、事前着工は原則禁止ということがございましたので、用地の事前取得を承認すると。これは、貸付要綱の10条の但し書きであることです。事前着工を承認したということになっています。平成6年度共同施設事業計画診断、これを中小企業事業団と経営指導課の診断班とでやっております、それが次のページ、平成6年11月10日、診断報告書という形で提出されておりますが、この中で診断の勧告ということで4点指導しております。組合員から承継する資産内容が不明確であること。自己負担分の増資の時期、方法が不明確な組合員がいること。収益力向上の検討が不十分で償還に支障をきたす恐れがあること。アパレルセンターや寄宿舎が過大であること。という指摘をしつつ、総合所見としては、これらの改善実施というのは、モード・アバンセの事業を完成させるというふうな意味でございまして、勧告事項の改善という意味ではございませんが、これらの改善実施には大きな努力が必要であるが、その効果は十分に期待されるものであるため、本計画は妥当なものと思われる。という診断結果になっています。

次に、共同施設事業計画診断結果の勧告に対する措置についてということで、これは上の勧告に対して、モード・アバンセから回答がきた。モード・アバンセから、12月中に理事会を開催し、具体的な出資の実行を取り付ける旨の回答があつております。その後、貸付審査会、平成6年度、7年度と2年度に分けての貸付けでございまして、今回は6年度の貸付分の審査会ということで、メンバーは記載のとおりで、総事業費19億456万4千円、うち高度化資金15億155万5千円。3億7,591万4千円を組合員5社の増資により、その他を借入金により調達する旨の説明がされています。民間委員からは、規模拡大より合理化を優先させた方がよいという意見もあったけれども、踏み込んだ議論はなく、最終的に満場一致で賛成の結論が得られています。その審査会の決定により、仮内定通知というものを出しまして、審査会の決定を受けて、それで平成6年度高度化資金貸付申請書がモード・アバンセから提出され、その後、建設事後指導ということで、建設診断と言っていますが、事業団と経営指導課の診断班の方で事後指導ということをやっております、この事業団のヒアリングに対し、安原は、自己資金は増資で対応する。負債は高知ニットのみを継承し、組合員の負債は会社資産や個人資産の処分処理し継承しないと回答。県は、自己負担分を確実に調達するように勧告したということになっています。

そういう指導をして、その指導結果として、事後指導報告書というものが出ています。それにも総合所見としては、大きな努力が必要であるが、本計画は妥当であると認められると結論付けております。この時に出された勧告に対して、報告が次に出されておりました、安原は「自己資金等について、早急に具体化させ、資金調達計画に齟齬をきたさないようにする」と回答しております、県の担当者は、高度化資金貸付けが2年度にわたる

案件であり、2回目の建物、設備の貸付けが決定されるまでに増資手続きが完了していれば良いと考え、特に増資がされた裏付けを取らず、増資の原資に充てるために処分予定資産の裏付けとしてゴルフ会員権証などの写しの提出を受けただけでございます。

その後、6年度の高度化資金の中間検査で、この時も、県担当者は増資期限であったのに増資されていないため、安原に早く増資を実行するようにと指示しておりますけれども、その後、きちんとやったかどうかの裏付けまでは取っていなかったということです。

その後、支出負担行為、これは予算の支出を決める意思決定行為でございまして、貸付けや契約をする際の前段に必要な手続きでした。これは、最終的には知事決裁ということですが、一応、副知事が代決しております。出納長と財政課長には合議が回っているというようなことです。支出を決めておいて、それから、貸付内定通知を出して貸付契約を締結する。そんな手続きになっていまして、契約を締結してから改めて、モード・アバンセの方から高度化資金貸付請求書が提出される。

その請求書を受けて支出命令書。これは、実際に現金を支出する行為でございまして、これも、これ自体は支出負担行為のところ、支出をすることは決定していますので、大体、課長決裁でいいというふうに事務処理上もなっています。これも、実際には課長補佐が代決していたとか、副出納長が代決していたというようなことです。

こういうことで平成6年度の貸付金は支出されまして、次に7年度の貸付けですが、7年度分について平成7年7月に貸付審査会が開かれております。この時、自己負担分の調達方法や時期に関する質問があつて、既に増資がされ、出資されていることを登記簿で確認しているとの答弁を受けまして、満場一致で貸付決定されております。これが協連建設から借りた金を各社に増資という格好で回して、一応、登記をしておいたとか、そんなことで報告を受けておりますが、いわゆる見せ金だったという話になって、通じてくるわけです。

平成7年度高度化資金貸付申請書が提出されまして、この時に金融班が検査をしています。支払書類、きちんと融資を受けたものが、金をちゃんと支払っているかどうかとか、支払書類をチェックするわけですが、ここで購入する予定設備のうち立体倉庫が納入されていないとか、支払関係書類を確認できないとか、協連建設の工事代金も契約書類しか確認できなかったが、いずれも軽微な不備で、後日でも確認できるとして、手続きを進行させた。経営内容のところについては、診断班が審査するけれども、支払書類とかそういうことは金融班がチェックする、そんな事務の分担になっていました。それで7年度の支出負担行為を行いまして、7年度の貸付内定通知を出して、7年度分の貸付契約を締結した。

8年5月中旬頃、ここで平成7年度のつなぎ融資が目的外に流用されている疑いが出て、商工政策課長に報告。課長としては、既に土地分を貸している。第2次高度化資金、これは7年度分ですが、これをあてに建物を建てている。倒産させるわけにはいかない。政治的な判断が必要なきもあると言っ、詳しく調べろと、調査を指示しております。これが、もうちょうど支出負担行為が済んで支出命令を起こす、支出の直前にこういうことが金融班の方で分かったということになります。安原氏を呼んで聴取をしたところ、5億

円のつなぎ融資の一部を運転資金に流用したことを認めた。認めただけでも、そのまま事務手続きが進みましたので、7年度高度化資金交付請求書は提出されまして、支出命令書が起案されたのが23日頃。

実際に決裁しましたのは、一番下の枠のところにありますように5月27日ですが、23日頃起案して、この間に決裁が下りるまでにいろいろあったということで、金融班、診断班が安原夫妻から事情を聞きました。それで安原は、金融機関から融資を断られ資金繰りに窮し、つなぎ資金を運転資金に充当した、増資した資金は運転資金に流用し、設備投資分は借入金で賄っている。月末の手形の支払いの手当もできていない状態であること。高度化事業は誠意を持って対応する。商工中金に融資を依頼しており何とかなるというふうな回答をしております。

県からは、経理の一本化を急ぐこと。約束手形の決裁等資金繰りの見込みを報告することを指示しております。県としては、こういう事態ですけれども、協業組合としての運営体制の確立、高度化資金の趣旨に沿った経理や資金運用を書面で提出させる。これまでの経理について県が指導に入り整理するということを打ち合わせたということで、つなぎ資金や自己資金の流用ということを認めたわけですけど、県としては支援の継続を決めています。金融班が商工政策課長に、つなぎ融資を運転資金に流用したことを確認した旨を報告しましたが、商工政策課長は、第2次高度化資金の支出命令に必要な書類の準備ができていること、資金繰りの目処が立っていること、既に土地分4億9,100万円を貸付け、建物、設備分の第2次高度化資金9億5,250万円について支出負担行為の副知事決裁を受け貸付契約締結に至っており、新工場も稼動間近であることから、貸付けを中止すると、約束手形の支払いが不能となり、直ちに倒産することから、これを避けるため、第2次貸付けの支出命令を5月27日に決裁した。ということで、高度化資金が支払われた。高度化資金の支払いの流れについては、以上でございます。

続いて、資料6は、この件について高度化資金の融資に関して100条委員会ではどういう問題点の指摘があったかということで、

### 1 同和対策事業に対する県の基本姿勢

- ①同和問題解決が県政上の重要な課題であったこと。
- ②相当な成果をあげていたが、就労対策が不十分であったこと。
- ③同和対策が団体対策、役員対策となっていたこと。
- ④県の行政の主体性の欠如があったこと。

### 2 県中小企業高度化資金検討会議、審査会等の形骸化

- ①高度化事業の事業計画の妥当性を判断する検討会議で検討すべき事項が未整理であったこと。
- ②高度化資金の貸付けの適否を判断する審査会が県主導の形式的なものであったこと。

### 3 事務の審査、チェック体制の不備

高度化資金の融資の条件として、①複数の企業協業組合を作ること②各組合員が高度化事業資金の20%以上の自己資金を準備すること③出資金も1組合員の出資

割合が50%以上を超えないこと、となっているが、検討会議までに条件を満たしているか十分な審査が行われていなかったこと。

#### 4 庁内の情報の共有・伝達の不徹底

①上層部と事務担当者との認識の共有に差があったこと。

②経営指導課工業診断班と商工政策課金融班の情報共有・伝達の不徹底。

特に、企業の負債持込の認識が、金融班がそういう指導をしていることを知らなかったという点ですが。

③都市計画課の開発行為許可申請書類と高度化資金貸付申請書類の内容の齟齬

用地造成に関して、工事費の水増しがあったようなことを指していると思います。そういう指摘がございました。

それから、資料7ですが、これは判決による問題点の指摘ということで、高度化資金については、詐欺被告事件というのが地裁、高裁ございます。その中で、基本的には手続きの部分で指摘をされていると思われるところを、ちょっと抜粋してございます。

地裁の方で、手順どおりの貸付実行とありますが、基本的に審査の手続きとか、そういったものは、きちんと実行されているというようなことを書いております。

アバンセの業績見通しと償還の確実性、ここは、関係証拠によれば、県としても、深刻な不況の中で、アバンセが確実に業績を伸ばしてゆくとまでは確信しておらず、また、高度化資金によって本件事業が立ち上がった後、アバンセがどのように運転資金を調達するかの点についてまでは、十分検討していなかったものと窺われ、公訴事実のうち、約定どおりの償還を「確実に」受けられるものと誤信したという点については、必ずしもそのように認定することはできない。

それから、被害者側の落ち度として、県の落ち度として、支出命令が決裁されずにそこで止められておれば、本件各犯行による実質的な被害は当初の犯行分のみにとどまったものといえ、その意味で、判示第2の犯行については被害者自身の手によって被害が拡大したという面があり、量刑上、これは重視すべきものである。つまり、2次貸付けの直前に分かっていたので、それを止めたら、被害は拡大しなかったというご指摘だと思います。

高裁の方では、はじめから融資ありきではないということで、関係証拠によっても、県の診断や審査が、本件事業が同和対策事業であるがゆえに、殊更一般の場合と異なる基準や態度で行われた形跡は窺えず、この点の原判決の認定も誤っていない。

県として後戻りできないと書いてございますが、むしろ、関係証拠によれば、既に県としては多額の融資をし、後戻りできない状況に追い込まれ、モード・アバンセの高度化事業の実現に一縷の望みをつなぎ、結局、泥沼にはまり込んでいった結果であると考えるのが妥当である。

私どもの主観と言ったらあれですけど、一応、内容を見た結果で、県の手続きとかに触れた指摘ということの分を抜粋させていただきました。

最後に、資料8、モード・アバンセに対する融資問題の関係図というのがございます。これも100条委員会の方が、この事件の全体像をまとめた報告書の中のものをちょっと載



せているわけですが、左側のところは高度化資金に関しての工事代金の動きとか、そういうふうなこと。それに関わった協連建設とか建設会社が載っていますが、真ん中のところにはモード・アバンセと県との間のヤスハラ構想のことや高度化資金の貸付けやらというところが出ていまして、県単やみ融資が後半出ています。この県単やみ融資の詳細につきましては、次回、ご説明させていただきたいと思います。右側の上の方は、中小企業事業団との関係、下の方は県単融資に関しての副知事の関わりというような、そんなことを全体の関係図を表したものでございますので。県単融資については繰り返しのなりますが、次回、詳細の説明をさせていただきたいと思います。全体図をご参考にとりまして付けてございます。以上でございます。長くなりました。よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。残りの時間があまりありませんが、佐川石灰の事件、それから当時の県の金融制度の仕組みについて、それからモード・アバンセの高度化資金の融資について、3つの事項について説明いただいたのですが、質問等ございませんでしょうか。どうぞ。

(委員)

2点あるんですけど。まず一つは、簡単に企業の診断についてですが、具体的には、どういう具合に診断されていたのか、しているのかという点と。もう一つ、こちらは重要なんだけど、佐川石灰の件ですね、提言がなされてまして、提言がなされたわけなんだけど、11項目ですかありますよね。この11項目について、今回のモード・アバンセの件は、どういう具合に適用されたのか、適用されてなかったのか。適用されたとしてもどういう問題点があったのかについて、一つ一つちょっと説明していただきたいんですけど。

(経営支援課長)

まず、診断につきましては、当該企業とも面談もし、必要書類を提出していただいて、経営状況、そういうものを診断するということになってはいますけれども。

(委員)

要は、直接企業から事情を聞くというだけですか。民間企業だったら、信用調査会社の報告書みたいなものを入手したりしますよね。

(経営支援課課長補佐)

高度化の場合の診断のやり方と申しますのは、各企業が高度化を希望する場合に作成してきます事業計画書を基に、ヒアリングを申請される経営者との間で実施をしています。

ヒアリングを担当するのは、県の中小企業診断士に加えまして、当時の中小企業事業団の診断担当セクションの方にも同席いただきながら実施をしております。

必要な限り、各企業からの経営内容を示す資料等も提出いただきながらヒアリングを進

めて参ります。

(委員)

要は、企業から直接聞くというだけであって、その他の、例えば、第三者にこんな情報を持っていますよみたいな、そこら辺はできないということですね。

(経営支援課課長補佐)

基本的には信用調査機関とかですね、メインバンクの金融機関から企業の信用性についてとか、までのヒアリングは、事実上はしておりません。

(経営支援課長)

今、基本的な手続きとモード・アバンセで実際に行われていた手続きということをご説明しましたが、基本的には、貸付要綱で求められている手続きはきちんと踏まれてやっております。

(委員)

そうすると、前の提言どおり、実行したということですよ。だけど、今回の問題が起きたというのは、そしたら、どこに原因があると考えておられるんですか。

(経営支援課長)

手続き的には、そういう必要な手続きは踏んでおりますが、例えば、自己資金がきちんとあったか、なかったかという点についても、相手方の報告、言い分をもって、それで取りあえず納得すると言いますか、きちんと手続きが取られているというの確認をしないまま、ズルズルと事務手続きだけは進んできているということが窺えます。

そこは、やっぱり、一言で言えば、主体性を欠いていたというか、何とか県として、この事業をやっていかなければいけないというような思いもあって、早く実行して欲しいと思いつながら仕事を進めてきたんだと思います。

結果、その自己資金を確保するというので、各組合員の増資をしたと。登記上は確かに増資はできています。登記の書類を見て、最終的には実行したんだというふうに確認をしてはいますけど、実際、あとから分かったことは、それ自身が見せ金と言いますか、人から借りた金でそういうふうな見せかけの行為をしていただけだったということで、その辺のことも見抜けなかったという点もあると思います。

(委員)

それで、貸付審査会ですかね。これは、どこかに出てきたと思うんですけど、時間自体は1時間位で終わったというような話が出てきていますが、これはそうなんですよ。

審査会では、メンバーの方は錚々たる方がおられるんですけど、審査会の方は、報告はどのレベルの人から報告を受けたわけなんですか。

例えば、モード・アバンセから直接事情を聞いたような人からの報告は、直接は受けていないんですか。

(経営支援課課長補佐)

審査会におけます報告は、事務局の方から報告をさせていただきまして、事務局は融資の担当をします当時の商工政策課の金融と経営指導課の診断班が事務局を担当しておりました。

(委員)

だから、直接その事情を聞いたり、判断した人から報告を受けた事務局の人が、ちょっと、表現は悪いかも知れないけど、そこである程度料理して加工して、その情報を審査会上げたという、そんな感じなんですか。

(経営支援課課長補佐)

いえ、事務局ですら、ご説明したのは、私が診断した場合は、私が説明者として審査会に出ておりました。

(委員)

そうですね。直接、その事情を聞かれた人が説明したという。

(経営支援課課長補佐)

恐らく、今回の場合は、当時の工業診断班長なりが説明をされたと思います。

(委員)

そうですね。ただ1時間ぐらいで、しかも、全員満場一致で決まったとかなっているんだけど、どうしてそんな簡単に結論が出たのか不思議で仕方ないんですけども。

(経営支援課課長)

基本的に、そういう審査会に諮る場合に、事務局の方でこういうチェックをしました、こういうチェックをした結果、問題をクリアしましたとか、そういうふうな、大体、説明をしますんで、どうしても、事細かな点について、審査員の方から踏み込んだチェックはなかなか働かなかったのかなというふうには思いますけど。

(委員)

審査会のメンバーに、単純に言えば、情報がきちんと伝わっていなかったという面は、やっぱり、あるにはあるんですか。そこまで言い切れないんですか。

(経営支援課課長)

ちょっと、そこまでは、よう言い切れませんが。  
今、言ったような状況ではなかったかと思うんですが。

(会長)

よろしいですか。どうぞ。

(委員)

そしたら、今の点に関連してですけれども、審査会で審査すべき事項というのは項目として上がっていたんですか。

例えば、その見せ金について言えば、自己資金の流れの裏付け書類であるとか、そういったものが必要になりますし、また、過大に融資を受けたという点について言えば、そこも裏付けの資料が当然、当然というか本来あるべきであると思うんです。そういったものの提出まで求めていたのかどうか。

この審査会、確かに、メンバーはものすごい錚々たるお名前だろうと思うのですが、せっかく、民間の銀行の知恵を生かすとしても、恐らく1時間で、しかも、支店長クラスの方々が自分の銀行で融資する時に、金額が過大ではないかと、そういったことをチェックするのは、こういった偉い方ではなくて現場の方々がやられるわけで。そうすると、この構成、こういういわゆる偉いてさんを選んだという構成であるとか、また、1時間程度の時間設定、そういった辺りの審査会の規模というか、人選というか、そういったことも、ちょっと考えないといけないんじゃないかというふうに思うんですが。

(会長)

今のことについて、何か事務局、ありますか。

(経営支援課長)

一応、自己資金があるかないかとかいう点については、そういう自己資金を証する書面を申請書に添付しなさいとか、そういうふうな規定はございますけど、実際に十分な自己資金を有していないにも関わらず、それを通してしまってきたという問題はあると思います。

それから、メンバーの件ですか、ここらもご指摘のとおりと言いますか、そういう金融の専門家を加えることで、そういった佐川石灰の時に犯した過ちを犯さないようにということでメンバー構成は、そのように変えておりますけれども、やはり、審査会へ諮るうえで、大体、執行部と言いますか、事務局の方でいろいろチェックして、その結果、高度化資金として適用したいというふうな感じで、意見を聞いてきてるんだと思います。

ですから、そういう方々のお墨付きをいただいたというふうな格好になっていたのではないかなということですが、そこはちょっと詳細を、実際の会議のやり取りがどうであったかということとはちょっと、そういうことではと言いますか、100条委員会でもそういうふうな指摘は受けておるわけです。

(委員)

100 条委員会でも、やっぱり、報告書では協業化以前の各企業の財務内容等は説明されなかったし、それを示す資料も配付されてなかったという具合になっていますね。やはり、情報がきちんと伝わっていないし、説明も不十分だったと、そういうことですよ。

(委員)

多分、関連すると思うんですけど、平成6年11月10日の診断報告書の勧告事項が、あるいは、この報告書そのものが平成7年1月9日の審査会に出たのか、あるいは、少なくともこの診断勧告事項が紹介されて、それに対する説明があったのかどうか。それは分かりますか。

(経営支援課課長補佐)

審査会の時点におきましては、診断報告書による勧告に対して、相手方がどういう対応をしてきたかということは説明内容に入るとお思いますので、当然、資料として出していたと考えられます。

診断報告書そのものではなくて、勧告対応の内容を、相手方から出てきた勧告対応はこういう形で対応されております、または、対応する予定でありますというふうな説明は審査会でなされていると思います。

(会長)

今の点と関連することで気が付いたことなんですけど、多分、最終的に決裁権限のある立場の方は、診断報告書の結論を信頼して私は決裁したんだと、多分、仰っていると思うんですね。

ところが、診断書をよく読んでみると、これこれこういう条件があればという書き方なんで、留保なしにうまくいくとは書いてないわけですね。大変難しいと、大いなる努力がいるんだと。そういう努力がなされた場合には何とかなるだろう。だから、妥当であるというような書き方なんでね、そこら辺の問題というのをすごく感じますね。条件付き、留保付きで診断すると。ところが、決裁の権限のある人は、診断した職員の結論を信頼した、みたいな形で仰っているわけ、そこら辺の齟齬をものすごく感じるなというのが一つですね。

それから、全体としては、かつての佐川石灰石事件のチェック体制の甘さみたいなものを指摘されていたので、それに対する反省を踏まえて要綱を作って、その手続きに従ってやっているんだと仰っているんだけど、どうも、実質は、やっぱり、非常に甘いというものが実態ではないかというふうに思いますね。そこら辺の問題が、なぜ起こったのか。

例えば、佐川石灰石事件の検討委員会の報告書の中で、必要であれば公認会計士の人に参加してもらってチェックするんだみたいなことを書いてあるけど、実際はやってないわ

けでしょう。そういうことは。佐川石灰の事件を受けた報告書を読んでも、多分世の中の経済の世界、経営の世界では当たり前のことがいっぱい書いてあるわけで、その当たり前のことが何で行われないのかというか、そこら辺が最大の問題でして。その手立てまで書いてあるわけでしょう。公認会計士を参加させてもいいじゃないかと。ちゃんと個々に企業の財務内容を把握できるような専門家を参加させていいじゃないかと書いてあるんだけど、そこまではやらない。そこら辺のところになると、そもそも、佐川石灰の事件を受けて出された報告書で指摘されている問題を、何ていうのかな、真剣に具体化するという、そういう姿勢があったのかな。あるいは、あったんだけど、どこかで障害にぶつかってそれがとん挫したとかね、そこら辺のところまで突っ込んで考えないと教訓にならないんじゃないかなという気がしております。他、いかがでしょうか。

(委員)

今日の資料5なんですけど、モード・アバンセに係る高度化資金融資の流れで、次回、また予算編成のところでご説明があるのかも分かりませんが、今、ちょっと気になるので。3ページなんですけど、平成6年度高度化資金中間検査のあと、平成7年3月27日に支出負担行為とありますが、この時は知事決裁（副知事代決）ですね。平成7年度の高度化資金貸付の支出負担行為、これは副知事決裁なんですけど、どういうふうに違うのでしょうか。

知事決裁と副知事決裁、6年度の分と7年度の分で、少し違うのですが。

(会長)

書き方の違いだけですか。

(委員)

書き方の違いなのか、それとも、知事決裁と副知事決裁の違いなのか。教えてください。

(経営支援課長)

今の規定ですと事務処理規則と言いますが、決裁区分を決める規則がございまして、どうもこの年と翌年では決裁権者の規定が変わっていたようです。

6年度分の決裁の時は、この金額までですと知事決裁が必要だったのが、翌年度はもう副知事決裁でいいように変わっておったようです。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

よろしいですか。一応、会議の予定の時間が迫ってきておりますが、他に何か質問はありませんか。

引き続き、県単融資の問題が次回にありますので、この問題は繋がっておりますから、高度化資金の問題も、次回でも議論にはなると思いますが。今日の時点で、特に、これだけは聞いておきたいというようなことがございましたら、どうぞ。

(委員)

質問になるんですけど、平成16年度から高度化を中止することになったということで、2点。それは、今日、説明いただいたこの高度化融資資金、これはイコールということですか。将来的に高度化の融資が復活するということはあるんでしょうか。

つまり、国の制度としては恐らく残っているし、かつて行われたということであれば、それなりに必要性はあるんだろうと思うんです。

今回、16年から高度化を中止するということが対策を取りましたけれども、将来、もし、復活した場合に、同じ問題を起こさないために、やはり、検討が必要であるという点からの質問です。

あと、それに関連して各累計の貸付けのおおよそのボリュームなんかも分かった方がイメージしやすいんですが。

つまり、こういう累計の貸付けは県全体として何億あるとか、そういった大雑把なものでいいので、あった方が議論がイメージしやすいのかなという感じはします。予算でどのくらいあるのかということ、ちょっと外部からですから、全然イメージすら掴めないのです。

(経営支援課長)

これまでの貸付けの実績とか、そういうような。

(委員)

そうです。大雑把でかまいませんので、それは次回に。

(経営支援課長)

資料は揃えられますので。

その高度化の休止の件でございますけど、正直申しまして、このモード・アバンセの事件で、県の職員としても、この融資の業務に対して大きな自信をなくしたということもあると思います。

それと、今までやってきたような高度化資金のニーズそのものも時代の変化で少なくなってきたということもありまして、基本的には休止しようということで、廃止ということではないんです。

実際に、このモード・アバンセの事件の検討会を開いて、その提言を受けて、今度こそきちんとやるぞということで、高度化融資の手引きなんかも作りまして、これをきちんと代々引き継いでいくようにしようというふうなところはしたんですけど、今、言ったようなこともありまして、基本的には、もう県の方でこういう貸付けの事業はやらずに、できるだけ政府系金融機関や民間金融機関にその辺はお任せして、例えば、利子の補給だとか、

そういうふうな支援の方にしたいなというふうには考えております。

ただ、やはり、ご指摘のとおり国の制度でもありますし、ここで、もう今後一切やりませんと断言できるものではありませんけど、もしやるとすればですね、当然、新しい体制を組み直すとか、あるいは外部に委託してしまうとか、いうことをしないといけないと思います。

私どもの今の経営支援課の金融チームの体制では、新たな貸付けをやるような体制にはなっておりませんので、そこら辺りは、本当にやるとなれば、また新たな仕組みを検討する必要があると思います。

(会長)

その他、特にございませんですか。よろしいでしょうか。

予定の終了時間を過ぎていますので、今日のところは質疑、意見交換はここで打ち切りにしまして、次回、第3回に残された問題は引き続きご意見を伺いたいというふうに思っております。次回の第3回の委員会の進め方等について、事務局の方から、簡単にご説明をお願いします。

### 3 その他

(行政管理課長)

第3回の概要ということで、次回の日時は6月10日で、場所は同じこの場所で行わせていただきます。時間は9時半から11時半です。

内容ですけれども、今日のご説明に引き続きまして、県単独融資のご説明と、それから予算編成、融資に関連いたします予算の編成の仕組みについてのご説明を予定しておりました。今日、いろいろとご質問も出ております、十分お答えできなかった部分とかもあると思いますので、それは、なお、議事録を確認させていただいて、整理をしたうえで、次回にご説明できるものもあるかと思っておりますし、できないものについては第4回以降にという形で、順次、対応はさせていただきたいというふうに思っております。

(会長)

第3回の予定は以上ですが、特にご質問はございませんでしょうか。

(委員)

同和の問題点については。

(会長)

具体的ないろんな事例ですね。分かりました。

それでは、今日の委員会は、これで終了いたしたいと思っております。委員の皆様、ご苦労様でした。